

遺贈による寄附制度のお知らせ

近年、遺言に対する関心が高まっており、遺言書を作成される方が急激に増加しています。また同時に、慣習にとらわれない自由な相続を求める傾向が強まっています。

横浜国立大学では、自分の築き上げた財産の一部を母校に寄附することで社会に貢献したいとされる方々の便宜をお図りするため、信託銀行との提携による「遺贈による寄附制度」をスタートさせました。

本学では、この制度を実施するにあたり、信託業務を取扱う3行（三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、りそな銀行）と業務提携を行い、本制度の効果的な利用促進を図ることにいたしました。

横浜国立大学が、同窓生や関係者の皆様にこれまで培っていただいた自由で実質的な学風と、実践性・先進性・開放性・国際性の精神と実績の下、人々の福祉や社会の持続的発展に繋がる実証性と理論性に富んだ実践的学術的教育研究をもって、国立大学としての社会的役割を着実に果たしていくために、ぜひとも本制度へのご理解とご利用をいただきたく、よろしくお願いいたします。

遺贈制度のしくみ

横浜国立大学へ遺贈による寄附をお考えの方

まずは横浜国立大学にご相談ください。
提携銀行に直接ご相談いただいてもかまいません。

横浜国立大学より信託業務を行っている銀行を紹介いたします。

三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、りそな銀行をご紹介します。

銀行の専門スタッフが相談に応じます。

遺言書作成、保管、遺言の執行には所定の費用がかかります。なお、費用については、銀行によって異なります。また、公証役場で公正証書作成手数料がかかります。

遺言書作成

遺言書の中で横浜国立大学へのご寄附ならびに銀行を遺言執行者とする内容を指定していただくことにより、本学への寄附が確実に実現いたします。

銀行が遺言書の保管と管理を行います。

遺言書の保管中は、銀行からご本人に毎年定期的に遺言内容の異動あるいは変動についての照会が行われます。

銀行はご逝去の連絡を受け次第、遺言の内容を執行いたします。

本学への財産の遺贈があった場合、原則として当該遺贈財産は相続税の非課税財産となります。

相続人等への遺産配分

横浜国立大学へのご寄附

ご遺志にしたがい、本学の教育研究活動の強化などに、大切に活用させていただきます。

お問い合わせ先

横浜国立大学 総務部 広報・渉外室 Tel 045-339-3027 Fax 045-339-3179

提携銀行

三井住友信託銀行
三菱UFJ信託銀行 横浜駅西口支店 P B 室
りそな銀行 遺言サポートオフィス

Tel 03-5232-8627
Tel 045-331-6479
Tel 03-6704-2542

Fax 03-5232-8704
Fax 045-321-6338